令和８年第２回

長崎市国民健康保険運営協議会会議録

長崎市市民健康部
国民健康保険課

令和８年第２回　長崎市国民健康保険運営協議会会議録

１　日　　時　　令和８年 10 月 15 日（木）　19：00～

２　場　　所　　長崎市役所５階　第１委員会室及びオンライン会議

３　出 席 者　（委員 18 名　うち５名はオンライン出席）

被保険者代表委員	森山　伸兒・濵口　淳二・清島　豊・中島　卓 藤中　百合枝・江下　素子
保険医療機関等代表委員	橋本　清・奥平　定之・阿保　貴章・渡邊　知英 下坂　健・水野　和美
公益代表委員	大久保　一哉・杉本　安彦・澤勢　みずき・平　たけし 三輪　加奈

※ 下線はオンライン出席委員

４　欠 席 者　（委員３名）

被保険者代表委員	中村　泰輔
保険医療機関等代表委員	岩永　正憲
公益代表委員	田中　隆徳

５　次　　第

（１）審議事項

令和８年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

（２）報告事項

令和７年度長崎市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

６　経過及び結果

審議に先立ち、出席委員の報告がなされ、運営協議会会議録署名人の指名（藤中　百合枝 委員、大久保 一哉 委員）が行われた。

（１）審議事項

令和８年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

（事務局説明要旨）

今回の議題のうち、審議事項については、後日開催される令和８年 12 月市議会定例会へ提出する議案について、事前に委員の皆様にご審議いただくもの、また、報告

事項については令和７年度の決算について報告するものである。

まずは、審議事項の「令和８年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案)」について説明する。

歳出において、第４款「保健事業費」補正額 859 万６千円、第５款「基金積立金」補正額１億 9,322 万５千円、及び第６款「諸支出金」補正額 3,354 万６千円を増額し、歳入において、それらの財源として、第４款「県支出金」補正額 332 万３千円、第６款「繰入金」補正額 144 万８千円、第７款「繰越金」補正額２億 3,059 万円６千円を増額するものである。

なお、この繰越金は、令和７年度の決算剰余金である。

次に、それぞれの項目について説明する。

「歳出」、第４款 第１項 第１目「特定健康診査費」補正額 859 万６千円 について、これは、「１ 概要」のとおり、40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者に対し、生活習慣病を予防・早期発見し、重症化を抑制することを目的として実施する特定健康診査において、健康診査の受託者である１医療機関による請求漏れが発覚したことにより、委託料が当初の見込みを上回る予定であることから、増額するものである。

「２ 事業内容」だが、特定健康診査の受託者の１つである重工記念長崎病院が、令和６年度及び令和７年度に実施した特定健康診査委託料について長崎市へ請求していなかったことが発覚したため、長崎市が支払うべき特定健康診査委託料が当初の見込みを上回る予定であることから増額するもので、令和６年度及び令和７年度の請求漏れの内訳については、資料に記載のとおりである。

次に「３ 財源内訳」については、県支出金である「保険給付等交付金（特定健康診査等負担金分)」及び、のちほど報告する前年度（令和７年度）の決算剰余金を基にした繰越金の一部を充当する予定である。

また、一般財源分については、全て市の一般会計から繰り入れる予定である。

「４ 参考」として、過去５か年の特定健康診査委託料等の実績を掲載しているのでご参照いただきたい。

続いて、第６款 第１項 第１目「保険税過誤納還付金」補正額 1,119 万７千円 について説明する。

これは、「１ 概要」のとおり、過年度に遡って国民健康保険の資格を喪失した場合などに、納付済の過年度分の国民健康保険税をお返しするものだが、「２ 事業内容」の（１）のとおり、過誤納還付金及び還付加算金が当初の見込みを上回る予定であることから、増額するものである。

「３ 財源内訳」だが、この還付金は、前年度繰越金の一部を財源とする。

「４ 参考」として、過去５か年の過誤納還付金及び還付加算金の実績を掲載しているのでご参照いただきたい。

続いて、第６款 第１項 第２目「国庫支出金等過年度分返還金」補正額 2,234 万９千円 について説明する。

「１　概要」だが、この返還金は大きく分けて２種類ある。

まず（１）として、令和７年度に国・県から概算で交付されていた各種補助金等の交付額が確定したことに伴い返還する必要が生じたため、その返還金を計上するもの、次に（２）として、令和７年度の会計検査院による実地検査の結果、令和４年度及び令和５年度に交付された保険給付費等交付金に誤りがあったことが指摘され、その一部を返還する必要が生じたため、その返還金を計上するものである。

対象となる補助金等の概要を表により記載しているが、このうち、「（２）会計実地検査結果により返還を行うもの 156 万７千円」については、「ア 指摘内容」のとおり、旧被扶養者減免に係る特別調整交付金、これは、社会保険等の資格を喪失し国保に加入した 65 歳以上の元社会保険被扶養者だったかたについての国保税減免措置を補填するための国費を原資とする交付金のことだが、その減免する所得割額の算定において、本来であれば賦課限度額を考慮し算定すべきところ、賦課限度額を超えた金額を用いて所得割額を算定していたため、交付金の対象となる減免額が過大に計算されていたことが指摘されたものである。なお、返還にあたっては、国に対する違約金や加算金といった罰則金に類するものは発生しない。

今回の指摘は、私どもの制度に対する理解が不十分であったことが原因であったと反省している。

「３ 財源内訳」だが、この償還金は、前年度繰越金の一部を財源とする。

続いて、第５款 第１項 第１目「国民健康保険財政調整基金」補正額 １億 9,322 万５千円 について説明する。

「１ 概要」だが、令和７年度の決算剰余金 ２億 3,059 万 6,161 円から先ほど説明した「特定健康診査等事業費」等の補正額を差し引いた残りの額を基金に積み立てるため補正予算を計上するものである。

「２ 事業内容」については資料記載のとおり、差引き額である １億 9,322 万５千円を基金に積み立てるものである。

また、参考として、国保財政調整基金の推移を掲載している。

「３ 財源内訳」についてはご参照いただきたい。

続いて「歳入」について説明する。

「第４款 第１項 第１目　保険給付費等交付金　特定健康診査等負担金分」補正額 332 万３千円、及び「第６款 第１項 第１目　一般会計繰入金」補正額 144 万８千円については、先ほど説明した「特定健康診査費」の増額に対する財源として充当するための歳入を増額計上するものである。

また、「第７款 第１項 第１目　その他繰越金」補正額２億 3,059 万６千円につい

ては、令和７年度の決算剰余金を令和８年度の会計に受け入れるため、歳入を増額計上するものである。

【質疑】

（委　員）　「特定健康診査費」について、今回の医療機関の請求漏れが発覚した経緯及び、市の方でのチェックができないのか教えてほしい。

（事務局）　発覚については、医療機関からの申し出があったものである。医療機関での請求漏れの経緯としては、人事異動の問題が重なったということだったと聞いている。市の方で発見できなかったのかということについては、この特定健康診査の委託については、長崎市医師会に協力をいただき、およそ 270 から 280 の医療機関をとりまとめて契約している。特定健康診査の実施については、毎月実施している医療機関もあれば、飛び飛びで実施している医療機関もある中で、一つずつ見分けるのはなかなか難しく、市の方では発見できなかった状況である。

（委　員）　特定健康診査費の請求漏れの分について、すんなり支払ってよいものなのか。市におけるペナルティはないとのことだが、市から医療機関に対してのアクションはなにかないのか、また医師会から行った方がよいのかお聞きしたい。

（事務局）　ペナルティについては、契約事項の中で違約金やペナルティといったものを規定していないこともあり、特定健康診査を実施していただいている事実はあるため、支払わざるを得ないと判断したところである。また、申し入れについては、これまで市の方で直接、医療機関と話をしているため、市の方から話をしたいと考えている。一応、医師会には下話を行っているが、医師会の立場からしても 200 以上の医療機関を束ねてやっている契約であるため、そこは市の方で直接、対応してもいいのではないかとの判断で、市の方で話を行っているところである。

（委　員）　会計実地検査結果により返還を行う 156 万７千円については、国保内部の話であり、市民に影響があるものではないと考えてよいか。

（事務局）　おっしゃるとおり、被保険者には特に影響はないものである。

（委　員）　特定健康診査費の請求漏れについて、再発防止策は考えていないのか。

（事務局）　先ほど申したとおり、市の方で発見するのは難しいところである。医療機関側の方で今後チェックを厳しくするとか人材教育といったところに力を注いでいくとの話は受けている。

（委　員）　本件について、前例はあるのか。今後もこのようなことがあったら、市の方は補填するのか。

（事務局）　詳しいことはわからないが、過去５年・６年の間にはこういった事例はなかった。今後は、契約の条項や中身をどうするか、違約金ではないがそういったところを考えないといけないと思っている。

（２）報告事項

令和７年度長崎市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

（事務局説明要旨）

国民健康保険事業の特別会計には、医療保険事業を行なうための事業勘定予算と、国民健康保険直営診療所を運営するための直営診療施設勘定予算の２つがあるが、まずは事業勘定に係る決算について説明する。

主な歳入は、「１款　国民健康保険税」が収入済額 76 億 7,503 万６千円、「４款　県支出金」、これは長崎県が長崎市に交付する保険給付費等交付金であるが、収入済額 370 億 1,628 万３千円、「６款　繰入金」、これは、国民健康保険制度の運営に関する長崎市の一般会計からの繰入金、及び長崎市国民健康保険財政調整基金からの基金繰入金であるが、43 億 1,339 万５千円となっており、これら歳入の総額は、493 億 9,121 万６千円である。

次に、主な歳出は、「２款　保険給付費」が 362 億 5,460 万２千円、「３款　国民健康保険事業費納付金」、これは、長崎県へ納める納付金であるが、これが 119 億 477 万９千円となっており、これら歳出の総額は、491 億 6,062 万円である。

平成 30 年度から始まった国保の都道府県単位化制度により、歳出の「２款　保険給付費」362 億 5,460 万２千円 の大部分については、歳入の「４款　県支出金」のうち普通交付金 361 億 8,184 万１千円において賄われることとなり、その代わりに長崎県は、「３款　国民健康保険事業費納付金」を県内各市町から徴収し、国からの交付金収入などと合わせて、先ほどの県支出金の財源としている、という流れになっている。

事業勘定の収支状況であるが、「歳入総額」から「歳出総額」を差し引いた「収支差引額」は、２億 3,059 万６千円 のプラス収支となっており、これが先ほど説明した令和８年度の歳入の補正における決算剰余金を基にした繰越金ということになる。

単年度収支については、収支差引額から、令和７年度に得た収入ではない「基金繰入金」と「繰越金」を差し引き、さらに、家計で言えば貯金にあたる「基金積立金」をプラスして調整した単年度収支額は、２億 8,101 万８千円 のマイナス収支となっている。

次に、歳入歳出決算額について、予算と比較して差があるもののうち主なものについて説明する。

まずは歳入、「１款　国民健康保険税」について、決算見込額は 76 億 7,503 万６千

円で、予算現額と比べて、差引 1 億 1,457 万１千円 の収入増となっている。増減の理由については、資料に記載のとおりである。

次に、「４款 県支出金」であるが、決算見込額は 370 億 1,628 万３千円 で、予算と比べて 11 億 6,312 万３千円 の収入減となっている。

県支出金の費目は全て「保険給付費等交付金」であるが、この交付金には、保険給付費に要する費用のほぼ全額が交付される「普通交付金」と、市町村の財政状況その他の特殊事情に応じた財政の調整を行うために交付される「特別交付金」があり、差引減の主な理由については歳出の保険給付費が減少したことに伴ってその財源となる普通交付金も減少したこと等によるものである。

「６款 繰入金」であるが、決算見込額は 43 億 1,339 万５千円 で、予算と比較し１億 6,085 万１千円 の増となっている。

繰入金には長崎市の一般会計から繰り入れる「一般会計繰入金」と、長崎市国保が保有している基金から繰り入れる「国保財政調整基金繰入金」があり、その内訳については資料に記載のとおりで、また、増減の主な理由については、「一般会計繰入金」が赤字削減・解消計画を前倒しし、決算補填目的の法定外繰入を解消したことなどにより、２億 4,638 万４千円 の減となったものの、「国保財政調整基金繰入金」については、今、申し上げた赤字削減・解消計画の前倒しによる、決算補填目的の法定外繰入の解消に伴う一般会計繰入金の減により、収支不足を補填するため、４億 723 万５千円 の増となったことによるものである。

次に、「歳出」について、予算と差があるもののうち主なものを説明する。

「２款　保険給付費」についてであるが、決算見込額は、362 億 5,460 万２千円 で、予算と比較すると９億 1,779 万６千円 の不用額が生じている。これは、療養給付費及び高額療養費において、被保険者数の減や１人当たりの医療給付額が当初の見込みを下回ったことなどによるものである。

次に「４款　保健事業費」であるが、決算見込額は３億 5,175 万７千円 で、予算と比較しますと 9,320 万円 の不用額が生じている。これは、特定健康診査費において、特定健診の受診者数が見込みを下回ったことなどにより支出額が減となったものである。

次に、「５ 国民健康保険事業の収支状況」について、これまで５年間の推移を示している。

「差引収支」については、それぞれプラス収支である。基金からの繰入金を除くなどして調整した実質的な単年度収支では、平成 30 年度以降令和３年度まではマイナス収支の状況が続いていたが、令和４年度から令和５年度にかけて、国民健康保険税の税率等を増額改定したことにより、令和６年度まではプラス収支となった。

しかしながら、令和７年度はマイナス収支に転じたところである。

令和８年度も財政調整基金を取り崩しながら運営する見込みであることから、現在、令和９年度の税率改定を検討しているところである。

次に、「６　国民健康保険の諸状況」について、まずは「（１）国民健康保険の加入状況」を説明する。

令和７年度の平均被保険者数は 75,576 人、前年度比約５％の減となっている。被保険者数は年々減少しており、令和３年度から令和７年度までの５年間で約 18%減少している。令和３年度頃までは毎年 2,000 人弱ずつの減少幅であったが、令和４年度以降、社会保険の適用拡大という要因もあり、近年、年間 3,000 人から 5,000 人のペースで減少している。一方で、65 歳以上の前期高齢者については、令和６年度まで被保険者全体の 50%を占めている状況だったが、団塊の世代と呼ばれる方々が令和６年度にすべて後期高齢者医療へ移行したことにより、令和７年度は 50%を下回っている。

次に、「（２）医療費（療養諸費）総額の動向」であるが、年間１人当たりの医療費については、令和３年度に 50 万円台に上り、令和６年度を除けば、年々対前年度比で２～４％右肩上がりで推移している。一方で、先ほど申し上げたとおり、被保険者数は対前年度比約５％減少しているため、本来であればそれに見合うだけの医療費の減少があってしかるべきであるが、１人当たりの医療費の伸びが大きいため、結果として、全体の医療費総額が令和６年度に比べて 3.2%しか減少しておらず、国保財政運営の厳しさがますます高まっているという状況になっているところである。

次に、「（３）税率等の状況」についてであるが、令和４年度及び５年度の２か年で段階的に税率改定を行っているところである。

次に、「（４）課税の状況（現年分）」についてであるが、令和４年度は税率改定により、以前と比べ概ね５～６％上昇し、令和５年度以降は、２～３％の上昇幅で推移している。

次に、「（５）収納率の状況」であるが、令和７年度の収納率は現年課税分が 92.66%、滞納繰越分が 35.52%となっている。

次に、「（６）国保税の収納事務に係る諸状況」について記載しているので、ご参照いただきたい。

次に、「（７）令和７年度決算における収入未済の状況」についてであるが、国民健康保険税の未収状況について、強制徴収を含めた納付指導の強化により、約 5,079 万６千円、未収金が減少している状況である。

次に、「（８）総所得金額ごとの加入状況」について記載しているので、ご参照いただきたい。

続いて、「７　事業運営安定化事業」について、説明する。

「収納課」及び「特別滞納整理室」を中心とした滞納整理の実施をはじめとする「（１）国保税の収納率向上対策」について記載しており、近年では特に、口座振替

の原則化を推進するなど、これまで以上に、収納率の向上を目指しているところである。

次に、事業運営安定化事業のもう一つの柱である「（２）医療費適正化対策」について説明する。

主なものとして、「ア　レセプト資格・内容点検事業」があるが、これは、医療機関から提出され、長崎県国保連合会で審査・点検された診療報酬明細書、いわゆるレセプトの二次点検を長崎市が外部委託により実施し、過誤請求等を是正することにより医療費の適正化を図る事業であり、年間約１億5,230万円の医療費削減効果がある。

また、医療の適正受診を促し、生活習慣病予防のための指導をする事業や、健康被害に遭わないよう適正な服薬を指導する事業を実施しており、この事業については、正規職員の他、専門の保健師１名の会計年度任用職員を雇用して対応に当たっているところである。

次に、「８　令和７年度の主な保健事業の実施状況」について、まず、最も重要な保健事業である「（１）特定健康診査等事業費」について説明する。

これは、特定健診や特定保健指導に係る経費であり、この事業については特定健診の受診率の向上が最も大きな課題となっている。

「ア 特定健康診査・特定保健指導の実績」について、令和７年度は、「③特定健康診査の実施率」が37.0％、「⑬特定保健指導の実施率」が52.6％となっている。

また、特定健康診査等受診率向上対策事業では、「受診勧奨通知の発送」について、「ＩＣＴデータ分析で選定した未受診者」に対して年間約８万８千件の受診勧奨を実施したが、これは、過去の受診歴などを参考にＩＣＴを活用してきめ細やかな受診勧奨を実施したもので、受診率向上に効果がある事業として今後も続けていきたいと考えている。その他の受診率向上対策は資料をご参照いただきたい。

次に、令和７年度の主な保健事業の実施状況のうち、「（２）その他保健事業費」の主な事業を説明する。

「ア　人間ドック・脳ドックの補助」事業であるが、精密な検査を行うことにより疾病予防と早期発見・治療につなげるため、満30歳以上の被保険者を対象に定員を1,440人として実施しており、１人につき、健診費用のうち17,000円を助成している。

次に、「ウ　はり・きゅう施術費助成」事業であるが、保険給付の対象とならない疾病などに係る治療への補助として、施術１回につき700円を１月に５回まで助成している。

次に、「カ　糖尿病性腎臓病重症化予防事業」であるが、糖尿病性腎臓病の重症化予防や人工透析への移行防止を目的に、重症化リスクの高い未受診者や治療中断者、ハイリスク者を対象に、医療機関を受診するよう勧奨したり保健指導を行なっている。

かかる費用は38万５千円と少ないが、これは正規職員の保健師２名を中心として

取り組んでいる長崎市国保の保健事業の重要事項である。

次に、「同規模都市の諸状況（令和７年度実績)」を参考資料として掲載しているので、後ほどご参照いただきたい。

続いて、直営診療施設勘定の決算見込みについて説明する。

直営診療施設勘定については、伊王島と高島の２つの国民健康保険診療所にかかるもので、両診療所を合わせた歳入・歳出決算見込の総額は、それぞれ１億6,223万2,240円である。

「伊王島診療所」について説明する。

伊王島診療所の決算見込みは、歳入・歳出ともに、6,413万3,281円である。

次に、歳入について、主な収入額の増減を説明する。

「第１款 診療収入」について、決算見込は2,709万8,303円で、患者数が見込みを下回ったことにより、予算現額と比較すると、543万2,697円の減となっている。

次に、「第５款 繰入金」は一般会計からの繰入金であるが、決算見込は3,404万7,406円で、医業費の支出が見込みを下回ったことなどにより、予算現額と比較すると、86万9,594円の減となっている。

次に、「第６款　諸収入」であるが、決算見込は270万2,081円で、受託事業収入が見込みを下回ったことなどにより、予算現額と比較し、96万919円の減となっている。

次に、歳出の主な不用額を説明する。

「第１款 総務費」について、決算見込は4,680万5,176円で、歯科診療業務委託料が見込みを下回ったことなどにより、144万7,824円の不用額となっている。

次に、「第２款 医業費」について、決算見込は1,446万2,015円で、医薬品衛生材料費において、患者数が減少したことで購入実績が見込みを下回ったことなどにより、576万7,985円の不用額となっている。

平成28年度から令和７年度までの患者数の推移等は資料をご参照いただきたい。

続いて、「高島診療所」について説明する。

高島診療所の決算見込は、歳入・歳出ともに、9,809万8,959円である。

歳入について、主な収入額の増減を説明する。

「第１款 診療収入」について、決算見込は1,327万7,971円で、患者数及び患者１人あたりの単価が見込みを下回ったことにより、予算現額と比較すると239万9,029円の減となっている。

次に、「第４款　県支出金」については、長崎県国民健康保険保険給付費等交付金の補助対象となる医療機器を購入したことなどにより、決算見込は200万円となっており、予算現額と比較すると110万円の増となっている。

次に、「第５款 繰入金」であるが、決算見込は7,601万3,927円で、「一般会計繰

入金」において、総務費の支出が見込みを下回ったこと、並びに「事業勘定繰入金」において、年間診療日数が見込みを下回ったことなどにより、予算現額と比較して414万2,073円の減となっている。

次に、歳出の主な不用額を説明する。

「第1款 総務費」について、応援医師の派遣受入に伴う謝礼金が見込みを下回ったことなどにより、決算見込は7,805万7,193円で、534万2,807円の不用額となっている。

次に、「第2款 医業費」であるが、決算見込は1,746万6,774円で、医療用機械器具費において、制限付一般競争入札の結果、X線一般撮影装置及び関連機器の購入費用が見込みを下回ったことなどにより、951万226円の不用額となっている。

平成28年度から令和7年度までの患者数の推移等は資料をご参照いただきたい。

【質疑】　なし